

国家公務員の男女給与差異の調査・分析結果

2025年1月14日
内閣官房 内閣人事局

常勤職員の男女給与差異の調査、分析結果

任期の定めのない常勤職員

○国家公務員の給与については、法令に定められた俸給表等に基づき給与が決定されており、同じ役職・職務であれば、性別により給与に差異が生じることはない。

○差異が生じている要因としては、各府省の分析によると、職員の採用・登用割合、諸手当（扶養手当等）受給状況等による男女の違いが挙げられている。

各府省等における給与の差異

全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.8 ~ 63.7 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	120.1 ~ 47.5 %
全職員	82.9 ~ 63.4 %

「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別の情報

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	140.3 ~ 83.0 %
本省課室長相当職	110.9 ~ 92.2 %
地方機関課長・本省課長補佐相当職	103.8 ~ 88.9 %
係長相当職	101.8 ~ 73.1 %

注) 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について、男女の給与の差異の数値は、各省庁等の実情に応じて、短時間勤務の職員等について、職員を数える単位として「日」や「時間」を用いて職員数を換算している場合、していない場合がある（例：一か月（所定勤務日数20日）のうち10日勤務の場合、1/2月・人とカウント）。

更なる分析結果

■超過勤務の状況

残業時間30時間以上において、いずれも男性の方が割合が高い

- ・ 30時間以上45時間未満 男性13.5%、女性9.5%
- ・ 45時間以上60時間未満 男性 5.4%、女性3.8%
- ・ 60時間以上 男性 4.5%、女性3.0%

出典：「令和5年度国家公務員の働き方改革職員アンケート結果（内閣人事局）」に基づく数値

■離職の状況

離職の割合は、女性の方がわずかに高い（在職者数に対する離職者数割合）

- ・ 全体（年代に関わらない） 男性2.0%、女性2.5%

出典：「令和4年度一般職の国家公務員の任用状況調査」（人事院）より内閣人事局で算出

■総勤務時間、諸手当

- ・ 育児短時間勤務等の短縮時間分の給与の減額について女性の方が多い
- ・ 扶養手当(※)や住居手当の受給者に占める割合について男性の方が多い

出典：「女性活躍推進法『見える化』サイト（内閣府）」を基に内閣人事局にて作成

※令和6年一般職給与法が成立し、働き方に中立になるよう配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を増額

○「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は、勤務内容・勤務形態・勤務時間数が多様であり、基本給について、職務内容を踏まえ、知識・技術及び勤務経験等を考慮して決定されている。

○ 差異が生じている要因としては、各府省の分析によると、例えば、弁護士など専門的な知見を有し比較的給与水準の高い職員等と、事務補助等を行う職員等とで、男女の人数割合に差があること等が挙げられている。

期間業務職員（非常勤職員）の男女給与差異の分析①

非常勤職員（15万4千人）のうち、常勤と同様の勤務時間で働く「期間業務職員」（1万3千人）の中で、本府省に在職する対象職員4千6百人について、さらに分析を行った。

【調査概要】

○対象期間：令和6年5月に支給される令和6年4月勤務分の給与

○対象職員

- 令和6年4月1日に**本府省**（※外局を含む。施設等機関は含まない。地域手当が1級地の地域に限定。）に在職する**一般職の期間業務職員**
- **フルタイム**（1日7時間45分、週5日勤務）で採用（再採用）した者
- 任用期間を1年間（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）として採用（再採用）した者

○回答状況：本府省に在職する対象職員**4,670人**

※「技能職員」等人数が少ない職名の期間業務職員は集計の対象としなかった。

期間業務職員（非常勤職員）の男女給与差異の分析②

<結果>

- 事務補助職員（3,793人）は、86%が女性。男女で給与差異はない。
- 専門職員は、女性は40%を占め、給与差異は、73%。
- 専門職員（職務内容に応じ求められるスキルや資格が多様）の中で、給与水準の高い職種に男性が多い

※ なお、扶養手当、超過勤務手当、住居手当の有無は給与差異に大きな影響は与えていない。

■男女別在職者数及び割合

職名	在職者数 (人)	男女別			
		男性 (人)	女性 (人)	男性(%)	女性(%)
事務補助職員	3,793	518	3,275	13.7%	86.3%
専門職員	713	425	288	59.6%	40.4%

■男女の給与差異

(地域手当のほか、扶養・超過勤務・住居手当を含む。)

職名	割合
事務補助職員	1.03
専門職員	0.73

(地域手当を含み、その他の手当を含まない。)

職名	割合
事務補助職員	1.01
専門職員	0.69

※「割合」は男性の平均給与を1とした場合の女性の平均給与の割合。

■ヒアリング結果

<事務補助職員>

- 公務及び民間での経験年数等をもとに給与を決定しており、平均給与について男女で差は見られない。再採用された場合にも職務経験年数を加算する形で、給与を決定。
- 男女を指定した募集は行っていないが、結果として女性の在職者数が多い。
- データ入力、電話対応等庶務の補助的な業務。

<専門職員>

- IT、人事管理、広報、弁護士、秘書等ポストに応じて求められるスキルや資格が異なり、職務内容に応じて給与水準も大きく異なる。
- 高度なIT人材（いわゆる「Tech人材」）や弁護士等の給与水準が高い職種における男性の割合が高く、相対的に男性の平均給与が高くなっている。

非常勤職員についての取組

以下を中心に、非常勤職員の処遇改善を引き続き実施。

1 給与関係

- 令和6年一般職給与法が成立し、常勤職員について、若年層を中心に大幅改定。（行政職俸給表（一）の1級平均改定率は11.1%）
- 非常勤職員の給与については、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定する申合せが着実に実施されるよう、申合せを各省に周知する（令和6年12月25日）とともに、給与改定時期等に関する実態を各省に確認予定。

2 仕事と育児の両立支援制度の拡充

- 育児時間制度について、新たな選択肢（1日の時間制限なく1年で10日相当の育児時間取得が可能）を追加するとともに、非常勤職員については、対象となる子の年齢を常勤と同じ「小学校就学の始期に達するまで」に引上げ。（令和6年国家公務員育児休業法改正）
- 子の看護休暇について、対象となる子の年齢（小学校3年生まで）・取得事由を拡大するとともに、非常勤職員について、勤続期間要件[※]を廃止。

※勤続期間要件：6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの。

3 病気休暇の有給化

- 非常勤職員の健康確保に関する支援や適切な勤務環境の整備を進めるため、非常勤職員の病気休暇（私傷病）について、令和7年4月から、有給化。